

平成20年第1回臨時会

# 上里町議会会議録

平成20年1月29日 開会  
平成20年1月29日 閉会

上里町議会事務局

# 平成20年第1回上里町議会臨時会会議録第1号

---

平成20年1月29日(火曜日)

## 議事日程 第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長提出議案第 1号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 5 町長提出議案第 2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 6 町長提出議案第 3号 上里町単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例  
の一部を改正する条例について
- 日程第 7 町長提出議案第 4号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 日程第 8 町長提出議案第 5号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第 9 町長提出議案第 6号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第 10 町長提出議案第 7号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第 11 町長提出議案第 8号 平成19年度上里町一般会計補正予算(第6号)につい  
て
- 日程第 12 町長提出議案第 9号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第  
3号)について
- 日程第 13 町長提出議案第 10号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
について
- 日程第 14 町長提出議案第 11号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)について

出席議員（12人）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 高橋正行君 | 2番  | 斉藤邦明君 |
| 3番  | 納谷克俊君 | 4番  | 中島美晴君 |
| 5番  | 荒井肇君  | 6番  | 新井實君  |
| 8番  | 高橋仁君  | 9番  | 伊藤裕君  |
| 10番 | 根岸晃君  | 11番 | 桜井彪君  |
| 13番 | 桜井正君  | 14番 | 小暮敏美君 |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 町長     | 関根孝道君 | 副町長   | 山下精治君 |
| 教育長    | 山下武彦君 | 総務課長  | 植原育雄君 |
| 総合政策課長 | 高野正道君 | 下水道課長 | 岩田貞祐君 |
| 健康保険課長 | 高杯一美君 | 水道課長  | 久保勉君  |

事務局職員出席者

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 柴崎久男 | 次長 | 木村隆之 |
|------|------|----|------|

## 開会・開議

午前9時5分開会・開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回上里町議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員について

議長（小暮敏美君） 日程第1、会議録署名議員について。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において5番荒井肇議員、6番新井實議員、8番高橋仁議員以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

### 日程第2 会期決定について

議長（小暮敏美君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

### 日程第3 提出議案の報告について

議長（小暮敏美君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。  
事務局。

〔事務局朗読〕

### 日程第4 町長提出議案第1号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第4、町長提出議案第1号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申し上げました議案第1号 上里町乳幼児医療費助成に関する

る条例（昭和48年上里町条例第3号）の一部を次のように改正するものでございます。

上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、次のように改正するものであります。

第2条第1号中の第23条を第18条に改正することにつきましては、学校教育法の改正によるものです。改正後の学校教育法は、章の項目が増え、「義務教育」という項目が追加されました。「就学義務の猶予に係る者」についての規定が、改正前は、「第二章 小学校」に第23条として規定されていましたが、改正後は、「第二章 義務教育」に第18条として規定されたことによる変更でございます。

次に第5条に次の2項を加えることについてでございます。まず、第2項につきましては、本庄市・児玉郡内の保険医療機関に受診した際の窓口支払い廃止に伴うものです。従来、医療機関にかかった場合は、窓口で一部負担金（2割又は3割）を支払い、助成申請書を提出することで、後日助成金を受給者に振り込んでいた支給方法（償還払い方法）を、診療報酬明細書に定められた公費負担番号を記入することにより、医療機関窓口での支払を廃止する支給方法に改めるものです。支給限度額を設けており、1医療機関の入・通院別で月額21,000円未満とします。これは、健康保険の高額療養費の世帯合算の対象が21,000円以上のことから、高額療養費に該当する可能性があるため、償還払い方式とします。

次に第3項でございますが、窓口支払い廃止に伴う、保険医療機関の代理受領についてでございます。従来の受給者に支払っていた方法から、医療機関へ支払う方法へ変更いたしましたものでございます。

次に附則についてでございますが、第2条の学校教育法の改正に伴う施行日を平成19年12月26日から遡及適用するものであります。第2項・第3項の窓口支払いの廃止に伴う内容については、平成20年4月1日に施行するものであります。

以上が上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案説明でございます。慎重ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

議長（小暮敏美君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につい

ての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 町長提出議案第 2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

日程第 6 町長提出議案第 3号 上里町単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条  
例の一部を改正する条例について

日程第 7 町長提出議案第 4号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第5、町長提出議案第2号 上里町職員の給与に関する条例の一  
部を改正する条例についての件、日程第6、町長提出議案第3号 上里町単純労務職員の給  
与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての件及び日程第7、町長提出  
議案第4号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につ  
いての件、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第2号から議案第4号までの説明を求  
めます。 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について、議案第3号 上里町単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改  
正する条例について、議案第4号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部を改正する条例についてを一括ご説明いたします。

昨年8月、人事院より国家公務員の一般職の給与等の改定について勧告が行われました。  
埼玉県人事委員会においても埼玉県一般職員の給与等の改定について勧告が行われ、それぞ  
れ昨年12月に給与改定が実施されました。本町につきましても、国や県の実施状況を勘案し、  
人事院勧告を準拠することを原則として、一般職員の給与等の改定を実施することといたし  
ました。加えて地域手当の廃止については、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条  
例について提案するものであります。

また、地域手当の廃止については、関連がありますので「上里町単純労務職員の給与の種  
類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について」と「上里町企業職員の給与の種  
類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」も併せて提案するものであります。

まず、今回の給与等の改定の要点を申し上げたいと思います。人事院勧告にありますように、民間給与との格差0.35%を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げ、子等に係る扶養手当の引き上げ、期末勤勉手当の引き上げを行うものです。更に平成18年度から取り組んでおります公務員の給与の構造改革の一環として、地域手当について国家公務員の支給基準に照らし合わせ廃止するものであります。まず、第1条では、子等に係る扶養手当を500円引き上げ6,500円といたします。次に、勤勉手当について、0.05ヶ月引き上げ、0.775ヶ月といたします。給与表については、行政職給料表(1)において、1級から3級までの一部について改定いたしますが、改定率では行政職1の1級で1.1%、2級で0.6%、3級で0.0%となっております。

この改定による平成19年度にかかる給与費は、概ね660万円増額が見込まれます。

第1条に係る施行期日については、附則の第1条に規定されていますように、公布の日から施行し、給与表及び扶養手当の改定については、平成19年4月1日から、勤勉手当の改定については、平成19年12月1日からそれぞれ遡及適用いたします。

次の第2条では、地域手当と勤勉手当の改正ですが、現地域手当として給料月額の5%を支給しております。この手当を廃止します。この廃止に伴い、期末・勤勉手当、時間外勤務手当の算出基礎において地域手当が含まれることから地域手当に係る文言を条項から削除するものであります。

この改正規定の施行期日については、平成20年4月1日から施行しますが、附則第5条において廃止に伴う経過措置として平成22年3月31日までは、これまでと同様に支給することとしております。簡単に申し上げますと4月1日から施行いたしますが、22年3月31日までは5%を継続して支給をいたす。それ以降は全額廃止ということでありまして、これは、給与の構造改革の推進期間の最終年度に併せて経過措置を廃止するものであります。地域手当の廃止に伴う減額の見込みでは、手当本体で3,970万円、期末勤勉手当への跳ね返りで1,490万円と合計いたしますと、5,460万円程度が見込まれるわけです。

次に勤勉手当についてであります。第1条で0.775ヶ月分に改正をいたしましたが、引き上げました0.05ヶ月を6月、12月にそれぞれ均等に0.025ヶ月に振り分けるため、改めて0.75ヶ月に改正するものであります。本年度につきましては12月で調整をするということですが、20年度におきましては6月と12月に0.05を半分に分けたということをご理解いただきたいと思います。

この改正規定に係る施行期日は、平成20年4月1日といたします。附則の規定の中で、すでに説明を申し上げた第1条、第5条以外の条項についてですが、はじめに、第2条及び第3条ですが、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに新たに職員となった者や職務の級や号給に異動があった場合の取扱いを規定いたしました。

第4条では、改正後の給与条例を適用した場合、これまでに支給された給与を改正後においては内払いとみなして、改正額を支給するというご説明でございます。

以上で上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明といたします。

次に上里町単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてと上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の中でご説明を申し上げましたように、平成18年度からはじまりました公務員の給与の構造改革の一環として地域手当について、国家公務員の支給基準に合わせるために、本年3月末で廃止します。このため給与の種類として、地域手当を規定している条文について改正を行うものです。

附則では、施行期日を平成20年4月1日であります。経過措置として平成22年3月31日までは、改正前の規定とする旨を規定しているところでありますが、これは給与構造改革の最終年度となる平成21年度までの間を従来どおりとすることを規定しております。

以上で上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、上里町単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

慎重審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

次に補足説明をさせていただきたいと思っております。

〔副町長 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

議長（小暮敏美君） 3番 納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 扶養手当が6,000円から6,500円にアップすることによって、全体でどのくらい増えるのかという説明を聞き漏らしてしまったので、その1点をお願いします。また、今回は引き上げということで0.35%、人事院勧告に基づいて引き上げということですが、こちらも遡及的に4月から実施するということで、前回14年、15年、17年と人事院勧告はマイナスだったと思います。次年度以降もしマイナスの勧告が出たときも、また遡及的に4月からの実施となるのか確認させていただきたいと思っております。もしなかった場合ですけれど、よろしく願いいたします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 先ほど説明が漏れて申し訳ありませんでしたけれども、子どもの扶

養手当の関係ですが、6,000円から6,500円になるということでございまして、該当者は102名でございまして、それを500円ということで、61万2,000円程度増額になるということでございます。それから今の人事院勧告でございまして、このところ増額の勧告がありませんので、今まで何年かはマイナスの勧告がなされてきたわけですし、勧告に基づいて措置させていただいてきたわけでありまして、基本的に人事院勧告を尊重することが基本原則ですので、これからもそういう形で取り組んでいきたいと考えています。

議長（小暮敏美君） 3番 納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） もし今後、マイナスの勧告があったとしても、遡及的に実施すると、プラスの勧告が出たときも遡及的に実施することを前提に考えているということによろしいでしょうか。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 大原則が人事院勧告を尊重するというところでございますので、マイナスのときは、勧告を尊重しないということは、筋が通らないことでございますので、それらについては今までも組合との交渉の中で十分説明をして、プラスのときもある。マイナスのときもある。それは人事院勧告を基本におかなければ、根拠がなくなってしまうということの説明をして、理解を得ているということでございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第3号 上里町単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第4号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 町長提出議案第5号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 町長提出議案第6号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 町長提出議案第7号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第8、町長提出議案第5号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第9、町長提出議案第6号上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件及び日程第10町長提出議案第7号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第5号から議案第7号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第5号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての3つの条例改正について、改正内容が同一となっておりますことから、併せてご説明を申し上げます。

先ほど、一般職員の給与改定について、ご説明申し上げた中に勤勉手当の引き上げがござ

いました。これまで、町長はじめ副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給月数は、一般職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定と併せて改正を行ってまいりました。

平成17年度におきまして、一般職員の期末・勤勉手当の支給月数が0.05ヶ月引き上げが行われ年間4.45ヶ月となりましたが、当時の状況、行政改革を踏まえ町長はじめとする特別職や議会議員の期末手当について引き上げを見送った経緯がございました。

今回、一般職員の給与改定により期末・勤勉手当が年間4.5ヶ月となることから更に乖離することになります。このため、近隣市町村の改定状況も参考といたしまして、改定の原則に立ち返り、今般、期末手当について改定を行うものであります。

改正内容では、支給月数について6月及び12月における現行の期末手当の支給月数にそれぞれ0.05ヶ月を加え、年間で4.5ヶ月といたすものであります。

施行期日は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から遡及して適用するもので、既に支給されている期末手当は、改正後の条例によって支給される期末手当の内払いとするみなし規定とさせていただきます。なお、この3条例の改正に伴う平成19年度における追加費用としては概ね50万円程度を見込まれるわけです。

以上をもちまして、提案説明といたしますが、慎重審議の上議決を賜りますようお願い申し上げる次第です。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

議長（小暮敏美君） 13番 桜井正議員。

〔13番 桜井正君発言〕

13番（桜井正君） ただいまの副町長の説明ですと、職員と合わせて年間4.5ヶ月にしたのだという説明でありまして、それに要する予算が50万円とあったわけですがけれども、今、議員の費用弁償が1日、1,500円がもう2年ほどカットされてきていると思うのですけれども、それは本会議、委員会等正式な招集された会議の費用弁償なのですけれども、これは議員だけではなくて、一般の審議会、区長等を含めて全部1,500円、この2年ほどカットされてきているとおもうのですけれども、この額はいったいどのくらいになるのか。期末手当を引き上げる。これは職員に合わせるのわかるのですけれども、その前にそうしたものを是正するのが先ではないかと思うのですけれども、今カットされている費用弁償1,500円、それは年間でおおよそいくらになるのか。その辺の説明をお願いします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今回提案させていただきました内容は、町長、副町長、教育長それから議会議員さんの期末手当の引き上げについてご議論していただいて、審議いただい

るわけですので、その辺のところご理解いただきたいと思います。なお、今ご質問のことに つきましては、20年度の予算編成が最終段階を向かえているわけですので、その中で議会、 また、いろいろなところと相談しながら、行政改革の趣旨を踏まえて取り組んでいきたいと 考えています。

議長（小暮敏美君） 13番 桜井正議員。

〔13番 桜井正君発言〕

13番（桜井正君） 私は、そういう考えで期末手当を引き上げることよりも、こちらを是 正することが先ではないかという考えでありまして、後日でもよいですから、今までカット されてきた分は明らかにしてもらいたいと思います。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） これは行政改革の中で明示されてございますので、すでにそれは提 示されているわけですが、なお、これから必要であれば提示していきたいと考えてお ります。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番 桜井正議員。

〔13番 桜井正君発言〕

13番（桜井正君） ただいま副町長から説明がありましたとおり、今まで町の財政が非常 に厳しいということで財政改革の一環として議員の費用弁償、それから区長や審議会委員そ の他を含めてカットされてきたわけでありましたが、このたび提案された議案は、議員、特別 職だけの期末手当の引き上げという形で提案されたものでありまして、職員の分につきましては先ほど審議されましたが、人事院勧告に基づいて是正してきたと理解できるわけですが、このところの町の財政は良くなったとは聞いておりませんし、むしろ厳しくなった と聞いている中で、特別職の期末手当の引き上げは納得できない。もし、そういうことが財 政上できるのであれば、それ以前に今日までカットされてきた費用弁償を復元する方が先で はないか私は思いまして、このたび提案されました議案には反対いたします。

議長（小暮敏美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第6号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第7号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第8号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第6号）について

日程第12 町長提出議案第9号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第13 町長提出議案第10号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 町長提出議案第11号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（小暮敏美君） 日程第11、町長提出議案第8号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件、日程第12、町長提出議案第9号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件、日程第13、町長提出議案第10号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件及び日程第14、町長提出議案第11号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につい

ての件、以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第8号から議案第11号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申し上げました議案第8号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。平成19年度上里町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ906万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,577万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、2ページでありますけれども、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入であります。款18の繰入金につきましては、歳出補正の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を906万4,000円減額するものであります。歳入合計につきましては、現予算に対し906万4,000円減額し歳入総額を71億7,577万3,000円とするものであります。

次に、3ページにつきましては歳出関係であります。款1の議会費から款9の教育費までであります。歳入同様、現予算に対し906万4,000円減額し歳出総額を71億7,577万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、職員及び特別職等の給与及び議会議員の期末手当を補正するものでございます。

職員につきましては、人事院勧告に基づき、1級・2級・3級の給料表改正に伴う補正及び扶養手当額が6,000円から6,500円に、また、勤勉手当が1.45月から1.5月に引き上げられたこと、給与改正や扶養手当の改正による期末手当の増額、共済組合負担金の増額等による補正予算であります。また、町長等の特別職及び議会議員の期末手当が4.4月から4.5月に引き上げられたことによる補正予算であります。

この人事院勧告に基づく給与改正とあわせ、町職員の給料等について、育児休業職員や途中退職職員の給与の減額補正をあわせて行ったため、906万4,000円の減額補正となるわけであります。当然ここでは引き上げで増えるわけですが、その他、職員の育児

休業、途中退職等があったわけであり、それらを差し引いて906万4,000円の減額補正であるをご理解いただきたいと思います。

以上が一般会計補正予算の提案理由の説明でございます。慎重ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次にご提案申し上げました議案第9号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げたいと思います。平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものであります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,908万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、2ページであります。第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございますが、款3の国庫支出金、項2国庫補助金の特別調整交付金の110万円の増額補正であります。総務管理事業の電算委託料の増額補正によるものでございます。次に、款8の繰入金、項1他会計繰入金の91万2,000円の減額補正であります。その内容といたしまして、職員給与費等繰入金の91万2,000円の減額をいたし、一般管理給与費の減額によるものであり、財政安定化支援事業繰入金の601万3,000円につきましては、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化等に資するため、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものであります。この財政安定化支援事業の繰り入れによりまして、その他一般会計繰入金の601万3,000円の減額補正するものであります。

次に、歳出でございます。款1の総務費でございますが、項1の総務管理費の18万8,000円の増額補正につきましては、一般管理給与費の91万2,000円の減額補正及び制度改正等によりまして国民健康保険電算委託料として総務管理事業に110万円の増額補正によるものです。

以上が国民健康保険特別会計補正予算の提案説明でございます。慎重ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げたいと思います。

ご提案申し上げました議案第10号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものであります。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万7,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億530万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。次に、2ページでありますけれども、第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入であります、款7の繰入金につきましては、歳出補正の減額に伴い、一般会計からの繰入金を192万7,000円減額するものであります。歳入合計につきましては、現予算に対し192万7,000円減額し歳入総額を11億530万9,000円とするものであります。

次に、歳出関係であります、款1の総務費及び款4の地域支援事業費であります。歳入同様、現予算に対し192万7,000円減額し歳出総額を11億530万9,000円とするものです。今回の補正予算は、一般会計同様、人事院勧告に基づく給与補正と職員の異動等による減額補正をあわせて行ったため、192万7,000円の減額補正予算を提出するものであります。以上が介護保険特別会計補正予算の提案説明でございます。

次に上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。ご提案申し上げました議案第11号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,298万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入であります、款2の繰入金につきましては、歳出補正の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を125万円減額するものであります。歳入合計につきましては、現予算に対し125万円減額し歳入総額を6億7,298万8,000円とするものであります。

次に、歳出関係であります、款1の事業費であります。歳入同様、現予算に対し125万円減額し歳出総額を6億7,298万8,000円とするものです。今回の補正予算は、一般会計同様、人事院勧告に基づく給与補正と職員の異動等による減額補正をあわせて行ったため、125万円の減額補正予算を提出するものです。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算の提案理由の説明です。慎重ご審議いただき、ご

議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第9号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第10号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第11号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

議長（小暮敏美君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、平成20年第1回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前9時56分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議会議長 小 暮 敏 美

議会議員 荒 井 肇

議会議員 新 井 實

議会議員 高 橋 仁